

資 料 提 供	
令和 7 年 12 月 26 日	
管 理 (担当者)	鳥取県住宅供給公社 西部事務所（岡田）
電 話	0 8 5 9－3 2－9 2 1 1

県営住宅の随時募集について（県西部）

県営住宅は、公営住宅法に基づき鳥取県が整備し管理する低所得者向けの賃貸住宅です。入居者の募集は毎月初日から 5 日間を募集期間として行っておりますが、このたび、県営住宅の入居者について、下記のとおり募集住戸に入居者が決定するまで随時募集を行います。

記

- 1 募 集 期 間 令和 8 年 1 月 5 日（ 月 ）～ 募集住戸の入居者が決定するまで
（土曜、日曜、祝日を除く 午前 9 時 00 分～正午、午後 1 時～5 時 00 分）

※募集住戸に申し込みがあった場合は、募集を締め切ります。
- 2 受 付 窓 口 鳥取県住宅供給公社 西部事務所
（米子市糺町 1 丁目 1 6 0 番地 西部総合事務所 3 号館 1 階 電話 0859－32－9211）
- 3 入居可能日 窓口にてご相談ください
- 4 募 集 住 宅 2 戸

団地名称	所在地	建設年度	構造	階数	部屋番号	間取	入居時 家賃(円)	摘要
弥生団地	境港市弥生町 213	平成 6 年	中層耐火 3 階建	1 階	2 棟 2-101 号	3DK	21,400 ～ 42,100	随時募集 車いす用住宅
夕日ヶ丘団地	境港市夕日ヶ丘 1 丁目 187	平成 13 年	中層耐火 3 階建	1 階	C 棟 114 号	2LDK	23,100 ～ 45,400	随時募集 車いす用住宅 環境共生住宅

- （注 1）車いす用住宅は、入居者または同居親族が「車いす使用身体障がい者」である場合を対象とします。
なお、入居後に車いす使用身体障がい者が居住しなくなった場合は、住宅を明け渡していただくことになります。（引き続き県営住宅への入居を希望する場合は、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第 4 条第 1 項第 7 号による特定入居が可能です。）
「車いす使用身体障がい者」とは、次に掲げる者のうち常に車いすの使用を必要とする者をいいます。
（1）障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障がい者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則（昭和 45 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかにこの認定を受け、身体障害者手帳を所持している者。
（2）身体障害者手帳の交付を申請している者。
（3）戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症程度まで又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症程度のもの。
- （注 2）環境共生住宅とは周辺の自然環境と調和し、住み手が主体的に関わりながら、健康で快適な生活ができるよう工夫されたモデル住宅です。
落ち葉の片づけや草取り、共用部分の清掃等他の県営住宅と比較して、入居者に多くの負担がかかる住宅ですので、その趣旨に賛同し、共同生活を通じてその活動を十分行わなければならないことをご承知の上でご応募下さい。
- （注 3）改善とは建物の骨組み以外の部分を総合的に改修することです。新築や、建て替えた住宅ではありません。
- （注 4）入居募集中の住戸は新築ではありません。募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による部分的な傷みや汚れ、色あせが生じていることをご承知の上でご応募下さい。

■詳しくは、鳥取県住宅供給公社西部事務所（電話 0 8 5 9－3 2－9 2 1 1）までお問い合わせください。